



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

| | | |
|--|----------|----------|
| (輸出貿易管理規則の一部改正) | | |
| 第一条 輸出貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。 | | |
| 令和七年十月三日 | | |
| 輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令 | 改 | 正 |
| (略) | 正 | 後 |
| (電子情報処理組織を使用した許可の手続等) | 改 | 正 |
| (略) | 正 | 前 |
| (電子情報処理組織を使用した許可の手続等) | 改 | 正 |
| (略) | 正 | 前 |
| (傍線部分は改正部分) | | |
| (申請者の届出) | (申請者の届出) | (申請者の届出) |
| <p>第一条の二 (略)</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行つた日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同様第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。</p> <p>(申請者の届出)</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | | |
| <p>第一条の二 (略)</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行つた日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同様第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。</p> <p>(申請者の届出)</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別表第六で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | | |

| | |
|---|---|
| <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> |
| <p>3 (略)</p> <p>4 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。</p> | <p>3 (略)</p> <p>4 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の規定により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。</p> |
| <p>別表第五及び別表第六を削る。</p> <p>（輸入貿易管理規則の一部改正）</p> <p>第一条 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のようにより改める。</p> | <p>別表第五及び別表第六を削る。</p> <p>（輸入貿易管理規則の一部改正）</p> <p>第一条 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のようにより改める。</p> |
| <p>（申請者の届出）</p> <p>第二条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | <p>（申請者の届出）</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>第二条の三 前条第一項に規定する入力は、別表第三で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> |
| <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織）の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> |

| <p>（略）</p> <p>4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一項の三第一項の届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一項の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。</p> | | | | |
|--|--|-------------|---|--|
| <p>（権限の委任）</p> <p>別表第三を削る。</p> | | | | |
| <p>第五条 令第十八条第一号に規定する貨物の範囲は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものとする。</p> | | | | |
| <p>（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）</p> | | | | |
| <p>第三条 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。</p> | | | | |
| <p>次の表のよう改める。</p> | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="572 1242 774 1516" style="text-align: center;">（申請者の届出）</th> <th data-bbox="774 1242 815 1516" style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="572 1516 774 1978"> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> </td> <td data-bbox="774 1516 815 1978"> <p>（申請者の届出）</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | （申請者の届出） | 改 正 後 | <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | <p>（申請者の届出）</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> |
| （申請者の届出） | 改 正 後 | | | |
| <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | <p>（申請者の届出）</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1242 923 1516" style="text-align: center;">（傍線部分は改正部分）</th> <th data-bbox="923 1242 923 1516" style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1516 923 1978"> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> </td> <td data-bbox="923 1516 923 1978"> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | （傍線部分は改正部分） | 改 正 前 | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> |
| （傍線部分は改正部分） | 改 正 前 | | | |
| <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> | | | |
| <p>（略）</p> <p>4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一項の三第一項の規定期により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一項の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。</p> | | | | |
| <p>（権限の委任）</p> | | | | |
| <p>第五条 令第十八条第一号に規定する貨物の範囲は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものとする。</p> | | | | |
| <p>（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）</p> | | | | |
| <p>第三条 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。</p> | | | | |
| <p>次の表のよう改める。</p> | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="572 1242 774 1516" style="text-align: center;">（申請者の届出）</th> <th data-bbox="774 1242 815 1516" style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="572 1516 774 1978"> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> </td> <td data-bbox="774 1516 815 1978"> <p>（申請者の届出）</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | （申請者の届出） | 改 正 後 | <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | <p>（申請者の届出）</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> |
| （申請者の届出） | 改 正 後 | | | |
| <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | <p>（申請者の届出）</p> <p>第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1242 923 1516" style="text-align: center;">（傍線部分は改正部分）</th> <th data-bbox="923 1242 923 1516" style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1516 923 1978"> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> </td> <td data-bbox="923 1516 923 1978"> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | （傍線部分は改正部分） | 改 正 前 | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> |
| （傍線部分は改正部分） | 改 正 前 | | | |
| <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> | <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> | | | |

法規的告示

別紙様式第六の三を削る。
附 則
(施行期日)
この省令は、令和七年十月十

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の届出又は輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の規定により提出された届出又は輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。 (略)

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 國立研究開發法人防災科學技術研究所 | 國立研究開發法人防災科學技術研究所 |
| 獨立研究開發法人量子科學技術研究開發機構 | 獨立研究開發法人量子科學技術研究開發機構 |
| 國立研究開發法人日本原子力研究開發機構 | 國立研究開發法人日本原子力研究開發機構 |
| 獨立行政法人國立病院機構 | 獨立行政法人國立病院機構 |
| 獨立行政法人農業醫療機能推進機構 | 獨立行政法人農業醫療機能推進機構 |
| 獨立行政法人農業・食品產業技術綜合研究機構 | 獨立行政法人農業・食品產業技術綜合研究機構 |
| 獨立行政法人森林研究・整備機構 | 獨立行政法人森林研究・整備機構 |
| 獨立行政法人水產研究・教育機構 | 獨立行政法人水產研究・教育機構 |
| 獨立行政法人木研究所 | 獨立行政法人木研究所 |
| 獨立行政法人建築研究所 | 獨立行政法人建築研究所 |
| 獨立行政法人海上・港湾・航空技術研究所 | 獨立行政法人海上・港湾・航空技術研究所 |
| 獨立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構 | 獨立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構 |
| 獨立行政法人水資源機構 | 獨立行政法人水資源機構 |
| 獨立行政法人都市再生機構 | 獨立行政法人都市再生機構 |
| 獨立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 | 獨立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 |
| 日本放送協会 | 日本放送協会 |
| 東日本高速道路株式会社 | 東日本高速道路株式会社 |
| 西日本高速道路株式会社 | 西日本高速道路株式会社 |
| 日本放送協会 | 日本放送協会 |
| 東日本高速道路株式会社 | 東日本高速道路株式会社 |
| 西日本高速道路株式会社 | 西日本高速道路株式会社 |
| 日本放送協会 | 日本放送協会 |
| 東日本高速道路株式会社 | 東日本高速道路株式会社 |
| 西日本高速道路株式会社 | 西日本高速道路株式会社 |
| 日本放送協会 | 日本放送協会 |
| 東日本高速道路株式会社 | 東日本高速道路株式会社 |
| 西日本高速道路株式会社 | 西日本高速道路株式会社 |

阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速
道路株式会社 成田国際空港株式会社 新関
西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社
北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道
株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客
鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州
旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社
瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 岩谷産業
株式会社 アストモスエネルギー株式会社
株式会社 ジャパンガスエナジー ENEOS
グローブ株式会社 ジクシス株式会社 出光
興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石
油株式会社 富士石油株式会社 ENEOS
株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式
会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会
社 西濃運輸株式会社 北海道電力株式会社
北海道電力ネットワーク株式会社 東北電
力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社
東京電力ホールディングス株式会社 東京
電力ニュー・アブルパワー株式会社 東京電力
パワーグリッド株式会社 東京電力エナジー
パートナー株式会社 北陸電力株式会社 北
陸電力送配電株式会社 中部電力株式会社
中部電力パワーグリッド株式会社 中部電力
ミライズ株式会社 関西電力株式会社 関西
電力送配電株式会社 中国電力株式会社 中
国電力ネットワーク株式会社 四国電力株式
会社 四国電力送配電株式会社 九州電力株
式会社 九州電力送配電株式会社 沖縄電力
株式会社 株式会社「E.R.A」電源開発株式
会社 電源開発送電ネットワーク株式会社 中
天モバイル株式会社 輸出入・港湾関連情報
処理センター株式会社 株式会社イト-ヨー
力堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株
式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会
社ローソン 株式会社ファミリーマート 株

式会社セブン&アイ・ホールディングス 公
益社団法人全日本トラック協会 一般社団法
人全国建設業協会 公益社団法人日本医師会
一般社団法人日本建設業連合会 一般社団
法人全国中小建設業協会 一般社団法人
NPO丸和・支援ネットワーク 特定非
営利活動法人全国災害ボランティア支援団体
ネットワーク

ルディングス 公益社団法人全日本トラック
協会 一般社団法人全国建設業協会 公益社
団法人日本医師会 一般社団法人日本建設業
連合会 一般社団法人全国中小建設業協会
一般社団法人AZICO丸和・支援ネット
ワーク 特定非営利活動法人全国災害ボラン
ティア支援団体ネットワーク

この告示は、公布の日から施行する。
附 則

その他の告示

○外務省告示第三百九十二号
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十月三日

外務大臣 岩屋 豪

記

失効年月日 令和七年九月四日
発行年月日 平成二十七年十月三十日

旅券番号 TR五〇二六四三四
○農林水産省告示第千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月三日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 島根県松江市宍道町上來
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法
待二五七七、二五八四、二五九〇、二五九〇の
一、二五九二、二六〇一、四二五七、四二五八

（二）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 次の森林については、主伐は、根伐によ
る。

宍道町上來待二五七七・二五八四・二五
九〇・二五九〇の一・二六〇一・四二五
七・四二五八（以上七筆について次の図に
示す部分に限る。）

○農林水産省告示第千四百八十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に
備え置いて縦覧に供する。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の関係書類を島根県庁及び松江市役所に
備え置いて縦覧に供する。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を京
都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供
する。

○農林水産省告示第千四百九十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

1 主伐は、根伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を京
都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供
する。

○農林水産省告示第千四百九十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

1 主伐は、根伐による。

2 主伐として伐採をができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を京
都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供
する。

| | |
|--|--|
| ○農林水産省告示第十四百九十四号 | 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。 |
| | 令和七年十月三日 |
| 農林水産大臣 小泉進次郎 | 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町尾野尻字鏡山五五五の一、五五六の一から五五六の六まで、五五六の八から五五六の一三まで、五五六の一六、字下須五五七の一（次の図に示す部分に限る。）、五五七の二から五五七の一一まで、五五七の一三、五五七の一四、五五七の一八、五五七の三一、五五七の三二、字東高山七六三の六 |
| 一 二 指定の目的 土砂の流出の防備 | 一 二 指定の目的 土砂の流出の防備 |
| (一) 指定施業要件 | (一) 指定施業要件 |
| 1 立木の伐採の方法 | 1 立木の伐採の方法 |
| 1 次の森林については、主伐は、振伐による。 | 1 次の森林については、主伐は、振伐による。 |
| 字鏡山五五五の一・字下須五五七の一・五五七の二・五五七の四・字東高山七六三の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。） | 字鏡山五五五の一・字下須五五七の一・五五七の二・五五七の四・字東高山七六三の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。） |
| 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 | 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 |
| 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。 | 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。 |
| 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 |
| 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間 | 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間 |
| （次の図）及び（次のとおり）は、省略し、そ | （次の図）及び（次のとおり）は、省略し、そ |
| 備え置いて縦覽に供する。） | 備え置いて縦覽に供する。） |

| ○経済産業省告示第百四十八号 | ○経済産業省告示第百四十八号 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
|--|--|--|
| ○経済産業省告示第百四十八号 | ○経済産業省告示第百四十八号 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 特定社会基盤事業者の住所に変更があつたので、同 | 特定社会基盤事業者の住所に変更があつたので、同 | 次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年遞信省令第二十四号）第二十一条第二項の規定により告示する。 |
| 定第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示す | 定第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示す | 行細則（明治三十二年遞信省令第二十四号）第四 |
| る。 | る。 | 十一条第二項の規定により告示する。 |
| 令和七年十月三日 | 令和七年十月三日 | 令和七年十月三日 |
| 経済産業大臣 武藤 容治 | 経済産業大臣 武藤 容治 | 国土交通大臣臨時代理 |
| 一 二 第二条第一項第十六号に規定する電気事業 | 一 二 第二条第一項第十六号に規定する電気事業 | 國務大臣 坂井 学 |
| 特定社会基盤事業者の種類 | 特定社会基盤事業者の種類 | 証書番号 証書の付 船舶名 |
| 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号） | 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号） | 平成 A221711026 7.10.20 121910 第七十三千代丸 |
| 7 K S M 144912 第十八亀洋丸 | 7 K S M 144912 第十八亀洋丸 | A05131146 17. 4. 8 130233 第一拓丸 |
| 7 D 5586 145001 yamato80 | 7 D 5586 145001 yamato80 | A10151047 22. 7. 16 141285 和丸 |
| 7 K R P 144854 T E T H Y S H I G H W A Y | 7 K R P 144854 T E T H Y S H I G H W A Y | A181414003 30.10.18 124171 第三十八福吉丸 |
| J D 5539 144929 幸丸 | J D 5539 144929 幸丸 | 令和 A221711026 4. 6. 13 120819 旭丸 |
| 7 K R W 144878 S G D A W N | 7 K R W 144878 S G D A W N | A221711025 4. 6. 13 120821 第三旭丸 |
| J D 5543 144936 サミン | J D 5543 144936 サミン | A241913015 6. 8. 30 133511 かいりゅう |
| J D 5552 144949 第二十五伸興丸 | J D 5552 144949 第二十五伸興丸 | A251414001 7. 3. 31 134332 第八大都丸 |
| ○国土交通省告示第九百一十四号 | ○国土交通省告示第九百一十四号 | A251112004 7. 5. 30 132190 第151勝運丸 |
| 規定期 | 規定期 | 取扱年月日 |
| （明治三十二年遞信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。 | （明治三十二年遞信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。 | 信号符字 船番 船名 |
| 令和七年十月三日 | 令和七年十月三日 | 令和 J K Q Q 120114 海洋丸 |
| 農林水産大臣 小泉進次郎 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | J N U U 133511 かいりゅう |
| 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町北中島字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町北中島字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | J G 4820 131143 第八富士宮丸 |
| 二 指定の目的 土砂の流出の防備 | 二 指定の目的 土砂の流出の防備 | J I 3298 128698 フエリーぐるしま |
| (一) 指定施業要件 | (一) 指定施業要件 | J G 5450 135238 とねかぜ |
| 1 立木の伐採の方法 | 1 立木の伐採の方法 | J E 2964 132217 第六新興丸 |
| 1 次の森林については、主伐は、振伐による。 | 1 次の森林については、主伐は、振伐による。 | J P Y K 132190 第151勝運丸 |
| 字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | 字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | J H 3148 130033 第六十八漁徳丸 |
| 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 | 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 | J M 6373 134463 第三十一周宝丸 |
| 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。 | 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。 | J G 4155 121850 第二十八栄福丸 |
| 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | J M 5701 130344 フエリーなみじ |
| 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間 | 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間 | J M 6685 136852 さんふらわあ しれとこ |
| （次の図）及び（次のとおり）は、省略し、そ | （次の図）及び（次のとおり）は、省略し、そ | J D 2662 140763 丸井丸 |
| 備え置いて縦覽に供する。） | 備え置いて縦覽に供する。） | J D 2416 128555 第二十一万泰丸 |
| ○経済産業省告示第百四十八号 | ○経済産業省告示第百四十八号 | J G 5374 136613 第二敦賀丸 |
| 特定社会基盤事業者の住所に変更があつたので、同 | 特定社会基盤事業者の住所に変更があつたので、同 | J D 2603 127121 第七十一寿々丸 |
| 定第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示す | 定第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示す | J G 3207 114023 第五隱岐丸 |
| る。 | る。 | J F C L 128130 第七開洋丸 |
| 令和七年十月三日 | 令和七年十月三日 | J G 2167 110994 第五十三大春丸 |
| 経済産業大臣 武藤 容治 | 経済産業大臣 武藤 容治 | J M 5790 130489 第一清光丸 |
| 一 二 第二条第一項第十六号に規定する電気事業 | 一 二 第二条第一項第十六号に規定する電気事業 | J L 4896 124171 第三十八福吉丸 |
| 特定社会基盤事業者の名称 | 特定社会基盤事業者の名称 | J D 4845 143892 磐梯丸 |
| 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号） | 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号） | J K 5002 131736 春光丸 |
| 7 K S M 144912 第十八亀洋丸 | 7 K S M 144912 第十八亀洋丸 | J J 3793 132292 新ひめじ |
| J D 5586 145001 yamato80 | J D 5586 145001 yamato80 | J D 2413 124478 早来丸 |
| 7 K R P 144854 T E T H Y S H I G H W A Y | 7 K R P 144854 T E T H Y S H I G H W A Y | J I 3615 135039 K E S O R A号 |
| J D 5539 144929 幸丸 | J D 5539 144929 幸丸 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 7 K R W 144878 S G D A W N | 7 K R W 144878 S G D A W N | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| J D 5543 144936 サミン | J D 5543 144936 サミン | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| J D 5552 144949 第二十五伸興丸 | J D 5552 144949 第二十五伸興丸 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| ○国土交通省告示第九百一十四号 | ○国土交通省告示第九百一十四号 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 規定期 | 規定期 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| （明治三十二年遞信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。 | （明治三十二年遞信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 令和七年十月三日 | 令和七年十月三日 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 農林水産大臣 小泉進次郎 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町北中島字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | 保安林の所在場所 熊本県上益城郡山都町北中島字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 二 指定の目的 土砂の流出の防備 | 二 指定の目的 土砂の流出の防備 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| (一) 指定施業要件 | (一) 指定施業要件 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 1 立木の伐採の方法 | 1 立木の伐採の方法 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 1 次の森林については、主伐は、振伐による。 | 1 次の森林については、主伐は、振伐による。 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | 字前畑三五三七の三（次の図に示す部分に限る。） | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 | 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。 | 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間 | 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間 | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| （次の図）及び（次のとおり）は、省略し、そ | （次の図）及び（次のとおり）は、省略し、そ | ○国土交通省告示第九百一十五号 |
| 備え置いて縦覽に供する。） | 備え置いて縦覽に供する。） | ○国土交通省告示第九百一十五号 |

| | | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|--|--|
| 法務省 | 明石 純一 北中 真人 難民審査参与員に任命する(各通) | 川村 真理 今井 将人 (東京高等裁判所判事兼東京簡易裁判所判事) 判事兼簡易裁判 | 川本 外ノ池佳子 川本 日子 |
| 検事一級(東京高等検察庁検事)に任命する | 森田 強司 | 御祝電 | 天皇陛下は、ギニアの独立記念日につき、九月三十日同国暫定大統領閣下へ御祝電を発せられた。 |
| 法務省大臣官房付に充てる | 栗木 優 | 御答信 | 天皇陛下から八月十八日マルタ大統領閣下へ発せられた御弔電に対し、九月十九日御答信があつた。 |
| 東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事)検事 | 栗木 優 | 御祝電 | 天皇陛下から六月十三日英國国王陛下へ発せられた御祝電に対し、九月十一日御答電があつた。 |
| 法務省刑事局国際刑事管理局に充てる | 片山 真人 | 官庁報告 | 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について |
| 東京地方法務省検事の併任を解除する | 片山 真人 | 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について | 今般、富山労働局の関係労働者を代表する者松原康浩の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。 |
| 東京地方法務省検事に配置換する | 齊藤 拓也 | 令和7年10月3日 | 厚生労働大臣 福岡 資麿 記 |
| (大阪地方法務省検事)同 | 芹田 河保 | 1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有すること。 | |
| 名古屋地方法務省検事に配置換する | 辻田 佳奈 | 2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。 | |
| (松阪区検察庁副検事)副検事 | 矢野 義徳 | 3 推薦締切日 令和7年10月15日 | |
| (熊野区検察庁副検事)同 | 吉田 亮 | 4 推薦書及び添付書類提出先 富山労働局労働基準部労災補償課 | |
| 津区検察庁副検事に配置換する(各通) | (同) 同 | | |
| (津区検察庁副検事)同 | 吉原 理也 | | |
| 松阪区検察庁副検事に配置換する | 吉原 理也 | | |
| 熊野区検察庁副検事に配置換する(以上十月一日) | | | |
| 会計検査院 | | | |
| 外務省大臣官房政策立案参事官(報道・広報・文化交流担当)外務事務官 | 金子万里子 | | |
| 会計検査院事務官(事務総長官房審議官)に転任させる | | | |
| 事務総長官房担当を命ずる | | | |
| 事務総長官房審議官(事務総長官房担当)会計検査院事務官に転任 | | | |
| 外務省に向けさせる(以上十月一日) | 山本 敏生 | | |

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギニアの独立記念日につき、九月三十日同国暫定大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から八月十八日マルタ大統領閣下へ発せられた御弔電に対し、九月十九日御答信があつた。

御祝電

天皇陛下から六月十三日英國国王陛下へ発せられた御祝電に対し、九月十一日御答電があつた。

官庁報告

様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備考 |
|----|----|-------------|----|----|
| | | | | |

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
- 2 履歴書2通を添付すること。

法務省告示配第百十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年十月三日 法務大臣 鈴木 靖祐
住所 東京都大田区

シクレドワ・ヴィオレッタ・ドミトリエヴァ
平成11年3月18日生
住所 東京都杉並区

キム・アニータ・アレクセイエヴァ 平成6年
4月27日生
住所 東京都新宿区

劉哲璋 平成7年1月8日生
住所 神奈川県伊勢原市
張簡好珍 平成6年3月30日生

住所 東京都品川区
ナシリ・アバス 昭和54年4月24日生
住所 堺市堺区

崔寿子 昭和36年8月23日生
金将旨 昭和61年10月8日生
住所 堺市堺区

金亜佑美 昭和63年9月22日生
住所 東京都新宿区
劉哲維 平成3年2月10日生

住所 福岡市博多区

蔡佩瑾 昭和53年6月9日生
住所 茨城県神栖市

廖玲玲 昭和36年6月23日生
住所 東京都大田区

翁詩涵 平成3年1月21日生
住所 茨城県土浦市

ゴビンダ・シュレスタ 昭和62年11月11日生
住所 東京都品川区

王姿文 平成3年2月18日生
住所 静岡県藤枝市

マリア・エステル・ニシマツルコ・コルドバ
昭和62年2月14日生

李琳 昭和54年10月18日生
住所 東京都世田谷区

蘇少宥 昭和57年6月27日生
住所 東京都目黒区

ソムポーン・ヤマシタ 昭和50年9月24日生
住所 東京都町田市

ニム・ソティーヴン 昭和48年11月23日生
ニム・ハリチャン 平成20年1月23日生

住所 川崎市多摩区
ジャヤラット・アーラッタゲー・モハーン・マ
ドゥサンカ・クレーラ 昭和62年9月3日生

クレーラ・アケミ 平成30年9月12日生
クレーラ・アケル 令和3年12月24日生

住所 埼玉県入間郡三芳町
張愛 昭和43年6月30日生
林師瀛 平成7年3月13日生

住所 大阪府高槻市
朴青雲 昭和57年8月24日生
白永麗 昭和56年12月1日生

朴秀仁 平成26年8月18日生
朴瑞希 平成31年2月13日生

住所 名古屋市西区
高翔 昭和53年1月17日生
高信義 平成21年6月15日生

高希恩 平成29年11月8日生
住所 大阪府守口市

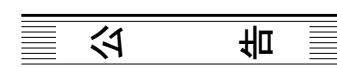
金幸治 昭和40年2月3日生
住所 香川県丸亀市

キアラ・アンジェリ・ビダル・ラミレス 平成14年8月6日生

住所 東京都練馬区
蘇雅瑩 平成8年8月21日生

住所 東京都江戸川区
トウルバコワ・ユリヤ・ウラジミロヴナ 昭和59年8月25日生
住所 東京都品川区
汪姫娜 平成3年9月9日生
住所 東京都世田谷区
ウイラコーン・ブッディマ・ワタル 平成12年7月16日生
住所 千葉市稻毛区
バダム・ラジュ・ゴレ 昭和60年6月28日生
住所 東京都杉並区
ヤッセル・レヤドウル・ラハマン 昭和57年4月22日生
住所 東京都杉並区
ウタム・クマル・タバ 昭和61年7月21日生
住所 東京都江東区
梁娟娟 平成2年6月27日生
住所 東京都練馬区
メイ・トゥ・ナイン 平成2年6月1日生
住所 東京都文京区
李雅善 昭和52年12月3日生
住所 東京都豊島区
ケビン・リカルド・ミーク 昭和48年9月9日生
住所 千葉県柏市
ハンドパンゴダ・ムダリゲ・マンジュラ・タランガ・ハンドパンゴダ 昭和56年1月24日生
ハンドパンゴダ・ムダリゲ・オキス・ハンドパンゴダ 平成29年6月26日生
ハンドパンゴダ・ムダリゲ・ティネス・ハンドパンゴダ 令和3年9月16日生
住所 福岡市南区
スリヤ・アディカリ 平成7年4月18日生
住所 福岡県田川市
李城一 昭和47年8月26日生
住所 石川県金沢市
張繼義 昭和62年4月10日生
張羽冬聖 令和元年12月26日生
張羽秋之将 令和3年9月6日生
住所 名古屋市中村区
ニトウ・アレ 平成3年12月30日生
住所 神奈川県藤沢市
高優佳 昭和60年2月3日生
住所 横浜市港北区
李光一 昭和29年6月21日生
朴純令 昭和36年9月3日生
李尚悟 昭和63年2月5日生
李敬悟 平成元年9月28日生

住所 神奈川県藤沢市
李太 昭和52年5月26日生
住所 川崎市川崎区
鄭雅子 昭和42年4月25日生
住所 東京都渋谷区
李浩光 平成2年10月9日生
住所 愛知県長久手市
李相憲 昭和49年12月11日生
金仁美 昭和54年7月12日生
李怜実 平成20年2月22日生
李依奈 平成25年7月2日生
住所 岐阜市
李文代 昭和61年4月7日生
住所 東京都品川区
申載基 昭和62年8月7日生
住所 大阪市西淀川区
朴純 昭和56年6月11日生
住所 大阪府茨木市
趙櫻子 平成5年3月20日生
住所 大阪市平野区
李源宰 平成11年11月15日生
住所 さいたま市桜区
金サト子 昭和16年5月3日生
住所 東京都江東区
金永玉 昭和45年8月27日生
住所 東京都足立区
テルミ・アドラ・マツヤマ 平成3年7月22日生
住所 東京都足立区
サトミ・アドラ・マツヤマ 平成8年8月15日生
住所 東京都稲城市
李勇太 平成5年3月13日生
住所 静岡県熱海市
魯賑婷 平成3年9月15日生
趙辰 昭和61年4月7日生
アン・ザオウ 令和7年3月3日生
住所 浜松市浜名区
ライカ・ニンニア・パレンシア・デルフィン
平成12年4月19日生
住所 広島市南区
李新求 昭和35年4月30日生
張美穂子 昭和47年10月11日生
住所 広島県安芸郡海田町
李唯那 平成14年6月17日生



繼 傳 告

農業協同組合法第73条第4項 で準用する同法第64条の2第 1項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過したものは、事業を廃止していないときは、本公告掲載の日の翌日から起算して2月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本公告掲載の日の翌日から起算して2月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和7年10月3日

農林水産大臣 小泉進次郎
記

農事組合法人コンプリートジャパン
福島県いわき市常磐西郷町銭田工業団地104-10K Sビル1F

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第80392号

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1052番地4
申立人 特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ

本籍埼玉県戸田市上戸田2丁目2番地18、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目7番1号、死亡の場所埼玉県入間郡毛呂山町、死亡年月日令和7年5月27日、出生の場所埼玉県北足立郡蕨町、出生年月日昭和33年9月30日、職業無職
被相続人 亡 新藤はるみ

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂2-4-6イチカビル3階 河野邦広法律事務所
相続財産清算人 弁護士 河野邦広
催告期間満了日 令和8年4月28日
さいたま家庭裁判所

令和7年（家）第71532号

東京都品川区広町2-1-36
申立人 東京都品川区長

本籍東京都品川区中延6丁目1400番地、最後の住所東京都品川区中延6丁目10番22号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和4年3月25日、出生の場所東京都荏原郡荏原町、出生年月日昭和7年1月25日、職業不明
被相続人 亡 能登美智代

事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木みき
催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71814号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国

本籍東京都渋谷区元代々木町25番、最後の住所東京都渋谷区西原2丁目28番2号西原21C、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和4年10月25日、出生の場所北海道網走市、出生年月日昭和45年1月13日、職業清掃業
被相続人 亡 山崎哲史

事務所東京都中野区中央3丁目39番1号たんぽぽ館1F たんぽぽ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 元倉美智子
催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71884号

東京都豊島区高田3丁目37番12号
申立人 株式会社RMC

本籍東京都世田谷区奥沢2丁目482番地、最後の住所東京都大田区矢口3丁目17番12号リバーサイド矢口303号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和6年12月23日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和32年2月22日、職業不明
被相続人 亡 田村達也

事務所東京都中央区銀座1丁目8番21号第21中央ビル6階 土屋総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中村仁志
催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第530号

岐阜市北野町49番地1

申立人 蒲 夕也

本籍岐阜県大垣市上石津町牧田2537番地、最後の住所岐阜県大垣市上石津町牧田2537番地、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所滋賀県坂田郡長浜町、出生年月日昭和11年9月1日、職業無職

被相続人 亡 中野 幸榮

事務所岐阜市北野町49番地1

相続財産清算人 司法書士 蒲 夕也

催告期間満了日 令和8年4月20日

岐阜家庭裁判所大垣支部

令和7年（家）第3060号

滋賀県長浜市朝日町33番6号

申立人 塚田 和男

本籍滋賀県彦根市肥田町910番地6、最後の住所滋賀県彦根市肥田町910番地6、死亡の場所滋賀県彦根市、死亡年月日令和7年5月6日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日昭和31年12月29日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 勤

滋賀県長浜市朝日町33番6号

相続財産清算人 司法書士 塚田 和男

催告期間満了日 令和8年4月30日

大津家庭裁判所彦根支部

令和7年（家）第4010号

京都府舞鶴市字浜827番地5

申立人 中川 敬

本籍京都府舞鶴市字浜579番地、最後の住所京都府舞鶴市字浜827番地5、死亡の場所京都府舞鶴市、死亡年月日令和7年2月21日ころから28日ころまでの間、出生の場所京都府舞鶴市、出生年月日昭和39年7月20日、職業無職

被相続人 亡 中川 恭子

京都府舞鶴市引土233番地6 ダイハチビル5階

相続財産清算人 弁護士 吉本 晴樹

催告期間満了日 令和8年4月24日

京都家庭裁判所舞鶴支部

令和7年（家）第179号

徳島県三好市池田町川崎上ノ山90番地1

申立人 内田 正和

本籍徳島県美馬市脇町字段233番地、最後の住所本籍地に同じ、死亡の場所徳島県美馬市、死亡年月日令和7年7月5日、出生の場所徳島県美馬郡脇町、出生年月日昭和28年2月7日、職業無職

被相続人 亡 藤岡 美雪

徳島県三好市池田町川崎上ノ山90番地1

相続財産清算人 司法書士 内田 正和

催告期間満了日 令和8年4月17日

徳島家庭裁判所美馬支部

令和7年（家）第4013号

長崎県大村市玖島2丁目338番地8

申立人 下田 里美

本籍長崎県諫早市福田町312番地9、最後の住所長崎県大村市玖島2丁目338番地8、死亡の場所長崎県大村市、死亡年月日令和7年4月30日、出生の場所長崎県諫早市、出生年月日昭和50年12月10日、職業会社役員

被相続人 亡 下田 耕平

長崎県大村市古賀島町595番地27

相続財産清算人 司法書士 金澤 弘哲

催告期間満了日 令和8年4月17日

長崎家庭裁判所大村支部

令和7年（家）第3129号

熊本県上益城郡甲佐町大字仁田子680番地

申立人 藤本 繁子

本籍熊本県上益城郡甲佐町大字上揚881番地、最後の住所熊本県上益城郡甲佐町大字仁田子680番地、死亡の場所熊本県宇城市、死亡年月日令和7年5月6日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和36年9月24日、職業無職

被相続人 亡 藤本 進

熊本市中央区世安1丁目6番38号-2F

相続財産清算人 西森 由紀

催告期間満了日 令和8年4月16日

熊本家庭裁判所

令和7年（家）第40300号

札幌市東区北31条東19丁目1番1

申立人 セザール第二元町管理組合管理者 前明美

本籍北海道岩見沢市北3条西4丁目10番地、最後の住所東京都足立区梅田8丁目13番6-607号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日平成23年8月1日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和12年11月10日、職業不明

被相続人 亡 白川 貞藏

札幌市中央区南1条西10丁目南大通ビルアネックス7階ひいらぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 及川 華恵

催告期間満了日 令和8年5月15日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第386号

千葉県南房総市和田町小川782番地1

申立人 粕谷 政弘

本籍千葉県南房総市和田町和田561番地、最後の住所千葉県南房総市和田町和田561番地4、死亡の場所千葉県南房総市、死亡年月日令和6年10月13日、出生の場所千葉県安房郡鴨川町、出生年月日昭和41年1月21日、職業会社員

被相続人 亡 粕谷 博之

千葉県千葉市中央区中央3丁目5番7号 千葉中央ハイツ402 森岡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森岡 信夫

催告期間満了日 令和8年5月11日

千葉家庭裁判所館山支部

令和7年（家）第40676号

兵庫県たつの市揖西町新宮863番地

申立人 尾西 輝彦

本籍兵庫県たつの市龍野町島田127番地4、最後の住所神奈川県鎌倉市玉縄1丁目13番地1 フラワーマンション207号室、死亡の場所兵庫県たつの市、死亡年月日推定令和7年4月21日、出生の場所兵庫県龍野市、出生年月日昭和28年1月3日、職業無職

被相続人 亡 笠波 孝幸

事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階

相続財産清算人 弁護士 松田 道佐

催告期間満了日 令和8年5月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第20153号

浜松市中央区元城町115番地の10 元城町共同ビル8階

申立人 特定非営利活動法人浜松成年後見センター

本籍静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪2025番地、最後の住所浜松市浜名区呂4201番地の12厚生寮、死亡の場所静岡県浜松市天竜区、死亡年月日令和7年4月10日、出生の場所浜名郡舞阪町、出生年月日昭和42年7月27日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 英宏

浜松市中央区中央1丁目9番17号 ウィビル4階 渡辺昭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 萌香

催告期間満了日 令和8年5月7日

静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年（家）第3059号

千葉県千葉市中央区浜野町1228番地6

申立人 金木 勇

本籍静岡県御前崎市池新田7421番地、最後の住所静岡県御前崎市池新田7439番地、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日推定令和6年6月3日、出生の場所千葉県安房郡鋸南町、出生年月日昭和34年4月14日、職業会社役員

被相続人 亡 金木 明裕

静岡県掛川市大坂420番地の1 司法書士あおの事務所

相続財産清算人 司法書士 青野 雅之

催告期間満了日 令和8年5月8日

静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年（家）第80518号

大阪府東大阪市荒本北1丁目1番1号

申立人 東大阪市

本籍群馬県前橋市住吉町1丁目2番地、最後の住所大阪府東大阪市小阪1丁目12番12-901号 小阪駅前コープ、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日推定令和6年2月10日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和8年8月17日、職業無職

被相続人 亡 平形 寿子

大阪市中央区本町1-7-1 三星本町ビル8階

相続財産清算人 弁護士 東原 直樹

催告期間満了日 令和8年5月18日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80937号

大阪市住吉区墨江4丁目1番23号ノザワマンション201

申立人 藤井 博章

本籍兵庫県伊丹市西野8丁目3番地1、最後の住所大阪市住吉区苅田1丁目8番11号悠友の家住吉203号、死亡の場所大阪府大阪市東住吉区、死亡年月日令和7年4月8日、出生の場所愛媛県周桑郡壬生川町、出生年月日昭和22年2月17日、職業無職

被相続人 亡 中川 淳一

大阪市西区江戸堀1丁目15-27アルテビル肥後橋5階

相続財産清算人 弁護士 常谷 麻子

催告期間満了日 令和8年5月18日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81170号

大阪府大阪市浪速区難波中1丁目10番4号南海S.K難波ビル5階
申立人 峯田 和子
本籍和歌山県伊都郡高野町大字花坂587番地1、最後の住所大阪府大阪市港区磯路3丁目3番26号介護複合型施設いそじ、死亡の場所大阪府大阪市西区、死亡年月日令和7年6月11日、出生の場所和歌山県伊都郡高野町、出生年月日昭和21年9月3日、職業無職
被相続人 亡 森岡 敏昭
大阪市北区西天満2丁目6番8号堂島ビルディング3階
相続財産清算人 弁護士 大和 義章
催告期間満了日 令和8年5月18日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第9162号

山口県下関市小月茶屋1丁目4番9号
申立人 柴田 行夫
本籍福岡県中間市大字垣生666番地、最後の住所福岡県中間市七重町17番24号、死亡の場所福岡県中間市、死亡年月日令和5年8月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府吹田市、出生年月日昭和29年4月8日、職業不明
被相続人 亡 鍵本 久夫
事務所北九州市八幡東区西本町4丁目4番17号第9岡部ビル201号
相続財産清算人 弁護士 桑原正太郎
催告期間満了日 令和8年5月7日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第320号

徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14
申立人 阿南信用金庫
本籍徳島県小松島市坂野町字大場10番地、最後の住所徳島県阿南市那賀川町黒地24番地4、死亡の場所徳島県阿南市、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所徳島県小松島市、出生年月日昭和38年9月13日、職業不明
被相続人 亡 高岡 美智
徳島市中通町1-19 島田ビル2階201号
相続財産清算人 弁護士 生長 拓也
催告期間満了日 令和8年5月8日
徳島家庭裁判所阿南支部

令和7年(家)第7194号

福岡県福岡市博多区竹丘町2丁目3番9号楓通り筑紫式番館3階H
申立人 岡部 信政
本籍福岡県福岡市早良区西新3丁目198番地2、最後の住所福岡県福岡市東区和白東3丁目20番20号、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日令和6年5月28日、出生の場所福岡県浮羽郡水繩村、出生年月日昭和27年12月11日、職業無職
被相続人 亡 松熊愛一郎
事務所福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-15第七岡部ビル10階A号室
相続財産清算人 弁護士 安仲 亮輔
催告期間満了日 令和8年5月29日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第401号

福岡県行橋市行事7丁目24番25号 司法書士柏木事務所
申立人 柏木 祐子
本籍福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目8番地8、最後の住所福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目8番地8、死亡の場所福岡県北九州市小倉北区、死亡年月日令和7年5月28日、出生の場所福岡県京都郡苅田町、出生年月日昭和25年2月15日、職業無職
被相続人 亡 武石惠美子
事務所福岡県北九州市小倉北区金田2丁目6番4号リーガルタワー2階 北九州第一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 今里 晋也
催告期間満了日 令和8年5月1日
福岡家庭裁判所行橋支部

令和7年(家)第664号

青森県弘前市大字大久保字西田381番地8
申立人 中村 寿仙
本籍秋田県横手市大森町字大森74番地、最後の住所青森県南津軽郡田舎館村大字東光寺字高田3番地1 住宅型有料老人ホーム ゆかりあさ風、死亡の場所青森県黒石市、死亡年月日令和7年7月1日、出生の場所秋田県平鹿郡大森町、出生年月日昭和15年3月13日、職業無職
被相続人 亡 大坂 久子
事務所青森県弘前市大字上韆町18番地1 弘前商工会議所会館4階 横山航平法律事務所
相続財産清算人 弁護士 横山 航平
催告期間満了日 令和8年4月17日
青森家庭裁判所弘前支部

令和7年(家)第30096号

東京都港区赤坂2丁目3番5号
申立人 株式会社東京スター銀行
本籍茨城県水戸市元吉田町1528番地4、最後の住所茨城県水戸市元吉田町1528番地の4、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和6年3月16日、出生の場所福島県伊達郡小綱木村、出生年月日昭和14年4月12日、職業不明
被相続人 亡 佐藤朝次郎
茨城県水戸市城南1丁目8番13アソルティ水戸城南302号室
相続財産清算人 弁護士 森田 涼子
催告期間満了日 令和8年4月30日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第6063号

茨城県つくば市自由ヶ丘519番地18
申立人 株式会社櫻井建物管理
本籍神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町17番、最後の住所茨城県龍ヶ崎市城ノ内1丁目13番地1 ガーデンパレスB棟101号室、死亡の場所茨城県龍ヶ崎市、死亡年月日令和6年4月11日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和31年9月14日、職業無職
被相続人 亡 秦 美智一
事務所茨城県牛久市ひたち野西3丁目31番10号 ウイズコート3階 ひたちの総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 徳田 祐介
催告期間満了日 令和8年4月30日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第3235号

神奈川県川崎市川崎区東田町5番地3 ホンマビル7階
申立人 池宗佳名子
本籍神奈川県海老名市国分南3丁目846番地、最後の住所神奈川県厚木市上荻野4835番地1厚木精華園、死亡の場所神奈川県海老名市、死亡年月日令和7年5月28日、出生の場所神奈川県高座郡海老名町、出生年月日昭和23年2月3日、職業無職
被相続人 亡 岡本美津子
事務所神奈川県厚木市中町3丁目12番3号藍田ビル5階 本厚木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 瀬戸 崇文
催告期間満了日 令和8年4月28日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第8221号

石川県鳳珠郡能登町字出津ム字45番の1地
申立人 輝能信用金庫
代表者代表理事 田代 克弘
本籍東京都板橋区南常盤台1丁目37番地、最後の住所石川県羽咋市大川町北新290番地5、死亡の場所石川県羽咋市、死亡年月日推定令和6年6月15日、出生の場所新潟県新発田市、出生年月日昭和39年6月16日、職業自営業
被相続人 亡 保坂 吉宣
事務所石川県七尾市北藤橋町子部44番地1 七尾興産ビル1階
相続財産清算人 小喬 秀臣
催告期間満了日 令和8年4月20日
金沢家庭裁判所七尾支部

令和7年(家)第2391号

山梨県甲府市相生1丁目1番20号清田法律事務所
申立人 清田 路子
本籍東京都中野区中央3丁目16番地、最後の住所山梨県甲府市中村町11番18号和久園、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和7年6月18日、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和10年1月1日、職業無職
被相続人 亡 山本惠美子
事務所山梨県甲府市相生1丁目1番20号清田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 清田 路子
催告期間満了日 令和8年4月22日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第454号

岐阜県中津川市付知町1168番地
申立人 田口 京子
本籍岐阜県中津川市蛭川413番地1、最後の住所岐阜県中津川市蛭川413番地1、死亡の場所岐阜県中津川市、死亡年月日令和5年7月5日、出生の場所岐阜県恵那郡蛭川村、出生年月日昭和33年9月13日、職業自営業
被相続人 亡 佐伯 昭典
岐阜県中津川市太田町3-4-27 山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 亮
催告期間満了日 令和8年4月20日
岐阜家庭裁判所中津川出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第7588号

名古屋市東区泉1丁目3番41号 ネットプラザ泉ビル2階203号室 安藤・中尾・中村法律事務所

申立人 安藤 恭平

本籍名古屋市中川区福住町629番地、最後の住所名古屋市中川区福住町6番21号、死亡の場所愛知県豊田市、死亡年月日令和4年10月3日、出生の場所名古屋市中川区、出生年月日昭和34年11月15日、職業無職

被相続人 亡 児島 孝

催告期間満了日 令和8年5月7日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7093号

静岡県富士市中央町1丁目10番2号小長谷・石野法律事務所

申立人 石野 弘

本籍静岡県富士市三ツ沢71番地1、最後の住所静岡県富士市三ツ沢71番地の1、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和2年11月17日、出生の場所静岡県富士市、出生年月日昭和33年9月7日、職業無職

被相続人 亡 諸星 和昭

催告期間満了日 令和8年5月9日

静岡家庭裁判所富士支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあるので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(家)第1号

秋田県大館市花岡町字二井山206番地1

申立人 藤盛 京子

権利の届出の終期 令和7年12月12日

令和7年9月12日 大館簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 大館市雪沢字岩渕上岱58番1

畠 3692平方メートル

(2)登記年月日番号 秋田地方法務局大館支局明治41年6月4日受付第1840号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治40年10月20日設定

目的 電話線の架設

範囲 土地中央の1歩

存続期間 明治40年10月より明治70年9月まで
30ヶ年

地代 1ヶ年1歩につき5錢

支払期 每3ヶ年分宛其年12月中に前払すること

地上権者 大坂市北区堂島北町180番邸
合名会社藤田組

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対する失踪宣告の申立てがあるので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第106号

徳島県徳島市大原町池ノ内37番地の6花やしき大原10C号室

申立人 北野真智子

本籍徳島県鳴門市撫養町大桑島字中之組102番地、最後の住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字中之組86番地

不在者 北野 明彦

昭和28年9月28日生

届出期間満了日 令和8年1月27日

徳島家庭裁判所

令和7年(家)第162号

沖縄県うるま市みどり町1丁目12-14

申立人 金城 廣身

申立人手続代理人弁護士 加茂 康太

本籍沖縄県うるま市字塩屋386番地、最後の住所沖縄県中頭郡具志川村字上江瀬1217番地

不在者 金城 幸子

昭和23年5月9日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第13号

沖縄県石垣市字石垣393番地1

申立人 新城 伸

本籍沖縄県石垣市字石垣393番地、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者 新城 修

昭和37年10月9日生

届出期間満了日 令和8年1月23日
那覇家庭裁判所石垣支部

令和6年(家)第164号

千葉市中央区中央3丁目3番8号日進センタービル7階 松本・山下綜合法律事務所

申立人 山口 祐輔

国籍アメリカ合衆国(日本国籍離脱時の本籍横浜市神奈川区西寺尾町37番地)、最後の住所不詳

不在者 宮内 律子

西暦1933年12月5日生

届出期間満了日 令和8年1月20日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第33号

千葉県香取郡東庄町羽計2839-1

申立人 岡 佳子

国籍タイ王国、最後の住所千葉県海上郡海上町高生941番地10

不在者 カブラウェート、スバッターラ
西暦1964年6月13日生

届出期間満了日 令和8年1月22日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第73号

東京都板橋区四葉1-29-12-301 四葉台グリーンハイツ

申立人 宗像 成憲

国籍中国、最後の住所不明

不在者 韓 秀麗

西暦1977年8月21日生

届出期間満了日 令和8年1月22日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第386号

兵庫県姫路市勝原区山戸42-7

申立人 服部 旬子

本籍兵庫県姫路市網干区坂出299番地4、最後の住所兵庫県姫路市網干区坂出299番地4

不在者 宮本 勝行

昭和19年2月14日生

届出期間満了日 令和8年1月30日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第30号

和歌山県御坊市湯川町小松原598番地

申立人 松平チヅ代

本籍和歌山県御坊市湯川町小松原598番地、最後の住所和歌山県御坊市湯川町小松原598番地

不在者 大川 豊太

昭和22年4月20日生

届出期間満了日 令和8年1月20日
和歌山家庭裁判所御坊支部

令和7年(家)第48号

神奈川県横須賀市久里浜8丁目10番5号

申立人 坂田 浩子

本籍山口県宇部市大字際波1894番地19、最後の住所山口県宇部市大字際波1894番地19

不在者 名和いづみ

昭和39年9月6日生

届出期間満了日 令和8年1月30日
山口家庭裁判所宇部支部

失踪宣告

令和6年(家)第283号

本籍北海道増毛郡増毛町稻葉町1丁目17番地、最後の住所北海道増毛郡増毛町稻葉町1丁目17番地

不在者 岡田 崇

昭和8年7月1日生

令和7年9月11日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所留萌支部裁判所書記官

令和6年(家)第3838号

国籍アメリカ合衆国、最後の住所不明

不在者 パナード・ギルバート・テラー
生年月日不詳

令和7年9月12日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第8686号

国籍アメリカ合衆国(日本国籍喪失時の本籍秋田県男鹿市鵜木字道村7番地)、最後の住所アメリカ合衆国以下不明

不在者 三浦 京子

西暦1932年3月21日生

令和7年9月12日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第5237号

本籍新潟県佐渡市春日135番地、最後の住所
新潟県長岡市天神町104番地5 ヌーベル
バーグ107号室

不在者 藤原 勇次

昭和51年5月31日生

令和7年9月9日失踪宣告審判確定

新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

令和6年（家）第2057号

本籍愛知県津島市江川町1丁目91番地、最後
の住所愛知県津島市江川町2-7-1

不在者 細野 純平

昭和55年9月26日生

令和7年9月12日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第1643号

本籍京都府京都市左京区下鴨東半木町79番
地、最後の住所京都府京都市左京区下鴨東半
木町79番地

不在者 森 和男

昭和11年1月17日生

令和7年9月9日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第542号

本籍兵庫県芦屋市大桜町20番地1、最後の住
所兵庫県芦屋市公光町2番3号

不在者 松本 賀次

昭和15年7月26日生

令和7年9月12日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和6年（家）第567号

本籍鹿児島県鹿児島市薬師2丁目7番地2、
最後の住所鹿児島市清水町141番地

不在者 赤松 裕子

昭和18年11月15日生

令和7年9月11日失踪宣告審判確定

鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第437号

本籍沖縄県浦添市牧港1丁目1290番地、最後
の住所沖縄県浦添市牧港1丁目55番5号

不在者 與那美沙子

昭和35年9月12日生

令和7年9月12日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有
価証券について公示催告をしたところ、定められ
た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権
利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す
る者がなかつたので、前記の有価証券の無効を宣
言する。

令和7年（フ）第3号

群馬県藤岡市立石1501番地
申立人 有限会社根岸螺子
代表者代表取締役 根岸 逸男
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月4日
令和7年9月10日 京都簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 T E 60503

金額 638,880円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 京都市

支払場所 株式会社関西みらい銀行御池支店

振出日 令和6年10月31日

振出地 京都市中京区壬生松原町36番地の13

振出人 日本防火産業株式会社 代表取締役
船岡 伸季

受取人 株式会社マルニシ

裏書人 株式会社マルニシ 代表取締役 堀口
研一

被裏書人 有限会社根岸螺子

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第77号

新潟県燕市杉柳964番地1
債務者 株式会社オキノテック
代表者代表取締役 沖坂 正喜
1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴介
4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和7年12月25日午後1
時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当
をすることにつき異議のある破産債権者は、裁
判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
に異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年（フ）第2170号

愛知県春日井市白山町4丁目6番地の20
債務者 有限会社エンジニアウエノハラ
代表者取締役 上ノ原慶二

1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西脇 正訓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年11月25日午後2時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第211号

和歌山県岩出市西国分186番地の1

債務者 有限会社大豆畑

代表者取締役 吉村 義人

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時30
分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石原 詩二

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月4日午前11時
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第222号

奈良県北葛城郡河合町高塚台2丁目9番地10

債務者 株式会社DKロジスティクス

代表者代表取締役 界外 大介

1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 東海 伸晃
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月8日午後1時40分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（フ）第82号

福岡県飯塚市小正60番地11

債務者 株式会社シャイナー

代表者代表取締役 早原 政勝

1 決定年月日時 令和7年9月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小島 邦夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月8日午前11時30分

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年（フ）第720号

神戸市東灘区田中町4丁目9-14-2

債務者 株式会社Z I L C H

代表者代表取締役 清水 吾一

1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 家木 祥孝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月9日午前11時15分

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第1005号

京都市南区上鳥羽塔ノ森柴東町202番地、旧
本店所在地京都市南区吉祥院観音堂南町4番
地

債務者 株式会社ヨーロピアンコーワ

代表者代表取締役 中尾みどり

1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三代 昌典
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月10日午前10時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第169号

福島県郡山市富久山町久保田字愛宕2番地の
3

債務者 株式会社エボリューション

代表者代表取締役 飛田 博幸

1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 龍太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月15日午後2時30分

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年（フ）第4523号

大阪市西区南堀江4丁目7番西道頓堀ハイツ
A棟109

債務者 株式会社ファンダーラックス

代表者代表取締役 伊藤 良樹

1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤原 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月15日午後2時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第154号

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野127番地の1

債務者 有限会社ジャンクション

代表者取締役 坂本 弘行

1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高木 祥充
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月16日午後2時30分

前橋地方裁判所太田支部

| | | |
|--|---|---|
| 令和7年(フ)第44号 兵庫県豊岡市庄128番地の1 債務者 タイシヨー産業株式会社 代表者代表取締役 中西 泰 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加計 奈美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午前11時30分 神戸地方裁判所豊岡支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立花ほの佳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月23日午後2時15分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金子 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月23日午前10時40分 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第337号 大津市本堅田5丁目16番26号 債務者 株式会社比良の郷 代表者代表取締役 川畠 勇 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 仁美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月17日午前10時10分 大津地方裁判所民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤上 辰也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月9日午前10時45分 神戸地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月17日午後2時 さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(フ)第15号 島根県益田市久城町802番地70、前本店所在地島根県益田市久城町519番地2 債務者 株式会社インテリア・タナカ&ファミリー 代表者代表取締役 田中喜美子 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 羽柴 貴宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月18日午前11時 松江地方裁判所益田支部 | 滋賀県野洲市富波乙311番地の2 債務者 特定非営利活動法人ライフケア・ネットワーク 代表者代表理事 朝尾 公哉 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 久子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月12日午前11時30分 大津地方裁判所民事部 | 新潟市東区海老ヶ瀬925番地 債務者 株式会社コーシン 代表者代表取締役 大山紘之介 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 優子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月19日午前11時50分 新潟地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第2244号 横浜市港北区綱島西2丁目20番14号 債務者 合同会社オーサムタイム 代表者代表社員 鈴木 能一 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月22日午前10時 横浜地方裁判所第3民事部 | 京都府京丹後市網野町島津1380番地の2 債務者 三野木工有限会社 代表者代表取締役 三野 徹男 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町田 英紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月16日午後2時 京都地方裁判所宮津支部 | 仙台市青葉区旭ヶ丘4丁目31番1号ノーブルビル黒松1階 債務者 光宅建株式会社 代表者代表取締役 三浦 高広 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小島 智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月23日午後2時 仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第477号 愛知県豊田市河合町6丁目93番地 債務者 株式会社エボリューション 代表者代表取締役 吉田 潔 | 埼玉県狭山市入間川975番地の23 債務者 アクアテオス株式会社 代表者代表取締役 大塚 共之 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川洋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月14日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部 |

令和7年(フ)第689号

広島市中区中町2番12号第2玉理マンション

202

債務者 株式会社アースト

代表者代表取締役 岡本 光則

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷井 智
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前11時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第311号

茨城県水戸市千波町1432番地の1

債務者 株式会社田山工業

代表者代表取締役 田山 高行

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時30分

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第37号

三重県多気郡多気町神坂214番地1

債務者 浦田建装工業株式会社

代表者取締役 浦田 卓弥

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄司 正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時15分

津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第578号

埼玉県戸田市中町2丁目17番11号

債務者 株式会社青森豊成

代表者代表取締役 工藤 昭民

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 昌央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後2時20分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第397号

宮崎市鶴島2丁目3番18号

債務者 有限会社一膳屋

代表者取締役 安藤 昭彦

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩地 陽介

宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第75号

長崎県諫早市多良見町市布2336番地4

債務者 田中 孝典

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤森 弘行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後2時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第84号

宮城県角田市佐倉字北原北114番地2

債務者 鈴木 俊二

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第219号

奈良県香芝市上中1183番地1 アシビハイツ9-104号

債務者 平野 隆

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 育司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時35分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第93号

神奈川県秦野市堀山下414番地の8

債務者 守友 誠

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山梨 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第1401号

千葉県船橋市海神町南1丁目1544番地55 レオパレススポーツ302号

債務者 櫻本也寸志

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮西 宏和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1443号

千葉市花見川区検見川町2丁目207番地19 メゾンサイドパーク205号

債務者 堀江 秀夫

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 喜田 康之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第469号

愛知県豊田市京ヶ峰1丁目24番地2 ピレッジハウス京ヶ峰タワー301号

債務者 和田 嘉弘

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山 剛久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

| | | |
|--|---|--|
| 令和7年(フ)第1297号 千葉市稻毛区園生町1017番地48 タマバルデ ンス102号 債務者 須藤 和榮 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村岡 旭美 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10 時20分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10 時10分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第1435号 千葉県船橋市宮本1丁目10-3、住民票上の 住所千葉県船橋市三山3丁目21番5号 債務者 佐々木義一 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 功 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 千葉地方裁判所木更津支部 |
| 令和7年(フ)第1298号 千葉市緑区おゆみ野3丁目18番地2 ライフ プラザ鎌取206号 債務者 高宮 精一 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 基子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10 時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢崎 信也 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10 時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第485号 岡山市北区辰巳43番地105 ミラクル103、旧 住所岡山市北区下中野371番地10 レオパレ スシャルマンTANAKA207号室 債務者 宮本 貴之 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡原 洋介 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月26日午前10 時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第1379号 千葉市若葉区貝塚町594番地1 メゾン雅II 205号 債務者 傳 竜之介 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒坂あやの 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10 時 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前11 時45分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係 | 令和7年(フ)第27号 千葉県南房総市高崎1431番地33 債務者 築館 寿枝(旧姓久我) 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩手県下閉伊郡田野畑村千丈91番地2 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前11 時45分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 岩手県下閉伊郡田野畑村千丈91番地2 債務者 中野渡和也 |
| 令和7年(フ)第41号 山形県鶴岡市本郷字揚ヶ24番地 債務者 菅原 廣美 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 脇山 拓 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前11 時50分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 盛岡地方裁判所宮古支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 良啓 4 破産債権の届出期間 令和7年10月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前11 時50分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 千葉県君津市南子安1332番地1 債務者 石崎 正哉 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川さやか | 令和7年(フ)第42号 千葉県君津市南子安1332番地1 債務者 石崎 正哉 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城田 孝子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前11 時 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第2175号 名古屋市中村区五反城町3丁目4番地の2 藤和荘1号 債務者 富士山芸車こと 吉田 勝彦 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 良亮 | 1 決定年月日時 令和7年1月16日まで 山形地方裁判所鶴岡支部 | 令和7年(フ)第504号 神奈川県平塚市横内4114番地の5 パールヒ ル高橋A2号室 債務者 石川 保 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城田 孝子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前11 時 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第579号 埼玉県八潮市大字大原520番地1 Mag nolia102号室 債務者 工藤 昭民 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関 昌央 4 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後2 時20分 6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | | |

令和7年(フ)第67号

秋田県湯沢市前森3丁目2番32号
債務者 松田 久

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月13日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで

秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第70号

秋田県横手市増田町増田字一本柳西12番地10
債務者 柿崎 順

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 祐子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月23日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで

秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第64号

群馬県桐生市川内町2丁目639番地の7、前住所群馬県太田市大原町2565番地2
債務者 今泉 尚子(旧姓青柳)

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月9日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第1559号

東京都国立市青柳1丁目34番地の12ブルーステラ国立301
債務者 畑中 恭兵

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場賢太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで

令和7年(フ)第596号

栃木県下都賀郡壬生町表町10番25-10号
債務者 白寄 敬治

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 信彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月28日午後0時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1324号

東京都府中市晴見町4丁目1番地の4H棟105
債務者 三上 真誠

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田原 遊太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月28日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第809号

東京都あきる野市伊奈1533番地1ウエスト・プリムラⅡ202号
債務者 久保健太郎

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大泉 優子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第702号

東京都調布市深大寺東町1丁目8番地2ボヌール調布302
債務者 櫻井 健太

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石原 重仁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月9日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで

令和7年(フ)第568号

栃木県小山市神鳥谷3丁目5番24号
債務者 古澤 明美(旧姓羽田)

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島 聰紀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

令和7年(フ)第48号

静岡県掛川市八坂338番地の1 ライムリゾート八坂1303
債務者 伊山 直美

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前嶋 直城
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月19日午後2時25分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第49号

静岡県御前崎市佐倉2047番地の1 株日本拓志工業所寮内、前住所浜松市浜名区引佐町花平185番地
債務者 野牧 克真

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 涼介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月19日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで

静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第2245号

横浜市港北区綱島西2丁目20番14号
債務者 鈴木 能一

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月22日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで

令和7年(フ)第106号

新潟県新発田市富塚町2丁目6番23号12
債務者 渡邊 真紀

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 三巣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前10時40分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第213号

沖縄県沖縄市登川2丁目12番3号
債務者 國吉 英仁

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲宗根朝洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------------|---|--|
| 令和7年(フ)第2171号 | 愛知県春日井市高森台9丁目1番地1 106号棟707号室、従前の住所愛知県小牧市城山2丁目11番地 桃花台パークヒルズ参番館808号 債務者 上ノ原慶二 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西脇 正訓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 揚子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 奈良地方裁判所破産係 | 令和7年(フ)第241号 | 沖縄県糸満市西崎1丁目30番8-201号 プルミエール、住民票上の前住所沖縄県南城市大里字稲嶺891番地2 債務者 大田 真美 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲里 豪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 那覇地方裁判所民事第3部 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所大河原支部 |
| 令和7年(フ)第45号 | 大阪市阿倍野区阪南町3丁目13-15、住民票上の住所兵庫県豊岡市庄128番地の1 債務者 中西 泰 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 貴司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 種田 蘭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 | 令和7年(フ)第290号 | 岡山県倉敷市玉島勇崎391番地2 債務者 森石 和弘 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 種田 蘭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲里 豪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 那覇地方裁判所民事第3部 |
| 令和7年(フ)第71号 | 秋田県雄勝郡羽後町野中字野中37番地1 債務者 佐藤 浩幸 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近江 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年1月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 秋田地方裁判所横手支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原明日香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第2659号 | 大阪府大東市北新町21番8号 プリーマ北新505号 債務者 大野 和希 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀村 恒平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後2時55分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸幸こと 山内 広幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後2時55分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 |
| 令和7年(フ)第19号 | 新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田19番地1 債務者 吉沢美和子 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣田 貴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 新潟地方裁判所三条支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近江 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年1月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 秋田地方裁判所横手支部 | 令和7年(フ)第71号 | 秋田県雄勝郡羽後町野中字野中37番地1 債務者 佐藤 浩幸 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近江 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年1月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 秋田地方裁判所横手支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原明日香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第67号 | 新潟県三条市西本成寺54番地5 債務者 久保 盛人 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 海津 諭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 新潟地方裁判所三条支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若槻 直大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 新潟地方裁判所新発田支部 | 令和7年(フ)第76号 | 新潟県新発田市上中江484番地 債務者 本間 優香 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 謙二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 義人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第67号 | 新潟県三条市西本成寺54番地5 債務者 久保 盛人 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 海津 諭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 新潟地方裁判所三条支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若槻 直大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 新潟地方裁判所新発田支部 | 令和7年(フ)第76号 | 新潟県新発田市上中江484番地 債務者 本間 優香 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 謙二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 義人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第333号 | 鹿児島県日置市伊集院町野田2383番地 債務者 松下 兼文 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝川 健二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 新潟地方裁判所三条支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 俊枝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 鹿児島県日置市伊集院町野田2383番地 債務者 松下 兼文 | 令和7年(フ)第857号 | 広島市西区三篠町3丁目25番19号 債務者 細川 義朗 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 俊枝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 広島地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 仁美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 大津地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第92号 | 奈良市瓦堂町9番地の1 シティホームズ瓦堂310号 債務者 金 華淑 | 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝川 健二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 | 令和7年(フ)第83号 | 宮城県角田市藤田字源内3番地 債務者 斎藤 瞭 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 大輔 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 家木 祥孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部 |

令和7年(フ)第223号
奈良県北葛城郡王寺町王寺1-3-16-508、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町高塚台2丁目9番地10
債務者 界外 大介
1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 東海 伸晃
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第236号
愛媛県松山市祇園町5番23号 BLESS松山南201号
債務者 石丸 穎一
1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 神部 美香
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第175号
高知市八反町1丁目1番28号 アメニティーハイツ403号室
債務者 池原 恵子
1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高野 亜紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時10分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第45号
福岡県飯塚市飯塚9番21号
債務者 福谷ペルリーウマヤムこと FUKUTANI PEARLIE UMAYAM
1 決定年月日時 令和7年9月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小島 邦夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第79号
福岡県飯塚市相田307番地 市営相田住宅10棟49号
債務者 北原 龍一
1 決定年月日時 令和7年9月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木下 晃久
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後3時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第81号
福岡県飯塚市枝国363番地2
債務者 関 浩隆
1 決定年月日時 令和7年9月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小坂 垚
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第83号
福岡県飯塚市小正60番地11
債務者 早原 政勝
1 決定年月日時 令和7年9月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小島 邦夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第46号
福岡県筑後市大字上北島213番地4
債務者 田中 浩
1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 健彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年(フ)第361号
大分市三川上4丁目4番35号
債務者 濑戸 純夫
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐々木淳夫

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第528号
大阪府高槻市真上町6丁目40番14号
債務者 スパニスト梅田店こと成田通信こと成田 太樹
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関根 良平
4 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止

令和7年(フ)第36号
熊本市東区若葉1丁目3番12号
破産者 株式会社エムティ企画
1 決定年月日 令和7年9月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和5年(フ)第297号
佐賀県小城市小城町524番地
破産者 株式会社柳屋
1 決定年月日 令和7年9月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和5年(フ)第1147号
埼玉県川口市青木3丁目11番25号
破産者 株式会社日照堂
1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和5年(フ)第1224号
埼玉県川口市並木元町1番34-405号日神パレスステージ川口並木、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市川口4丁目7番8-104号コンド川口
破産者 亡追分健爾相続財産

1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1641号
さいたま市大宮区宮町1丁目40番ニコニコ堂大宮本店ビル10階
破産者 株式会社翠屋施工
1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第184号
大阪府岸和田市西之内町51番27号
破産者 株式会社ヒロ建
1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第869号
埼玉県川越市東田町9丁目39番地板弥ビル2階A
破産者 株式会社E S G V I E T I C A
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第508号
東京都北区豊島7丁目15-3-305
破産者 本間 将
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第851号
名古屋市天白区鴻の巣1丁目1318番地
破産者 株式会社スパイク
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

| | | | |
|--|--|--|--|
| 令和7年(フ)第1126号 名古屋市中区新栄1丁目28-21 プロシード 新栄303 破産者 合同会社Monochrome 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日 令和7年9月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第66号 三重県鈴鹿市稻生町8304番地の57 ジュネボ ワール寮B棟208号室、住民票上の住所愛知 県新城市竹広408番地 破産者 村田 良文 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所川越支部 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和5年(フ)第1378号 京都市北区大北山原谷乾町36番地の64 破産者 有限会社エムアンドイープロダクツ 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和6年(フ)第1035号 神戸市東灘区向洋町6丁目9番地 破産者 株式会社HKB 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 | 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和6年(フ)第544号 広島市西区己斐上4丁目8番5号 破産者 株式会社MORISAWA PAINT T 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部 | 1 決定年月日 令和7年9月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部 | 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第1132号 東京都小金井市本町5丁目41番30-404号小 金井本町宿舎 破産者 黒澤 駿 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 | 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 富山地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第777号 兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町8-18-506 破産者 芦屋メディカル株式会社 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 | 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 | 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 |

令和6年(フ)第308号
徳島県鳴門市北灘町粟田字東傍示33番地
破産者 株式会社ハマイチ
1 決定年月日 令和7年9月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第22号
佐賀市久保田町大字久富3127番地4、開始決定時の住所佐賀県小城市牛津町柿樋瀬930番地1
破産者 水田商店こと 水田 純治
1 決定年月日 令和7年9月19日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第447号
仙台市太白区山田上ノ台町10番33号
破産者 三上 貴央
1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第58号
さいたま市浦和区上木崎3丁目16番5号
破産者 板垣 延太
1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第422号
大阪府貝塚市麻生中423番地1 バレ・ブルミエール302号、前住所大阪府岸和田市箕島路町1丁目14番4号
破産者 新宅 勝也
1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第635号
堺市北区東浅香山町3丁104番地 大阪府営浅香山住宅8棟402号、破産手続開始決定時の住所大阪府岸和田市吉井町4丁目1番3-701号
破産者 梅村 泰子
1 決定年月日 令和7年9月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第89号
岩手県奥州市水沢字桜屋敷113番地
破産者 佐々木京子
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所水沢支部

令和6年(フ)第69号
宮城県石巻市あけぼの1丁目4番地4 URBANTOWN DIA S III201号、前住所宮城県石巻市新境町1丁目9番地3 フェリーチェ新境町D105号
破産者 佐藤 浩二
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和6年(フ)第829号
東京都八王子市高倉町58番地3 グランソレーユ302号、破産手続開始時の住所埼玉県狭山市祇園6番3号 ポマール103
破産者 強矢 健二
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第171号
岡山県真庭郡新庄村2802番地1 カケ定住促進住宅9号、開始決定時の住所埼玉県川越市大字寺尾874番地1 (ラフィーヌ105号室)
破産者 壱和工房こと 本間 博士
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第744号
名古屋市昭和区南分町5丁目30番地の1 スペースかわきん102号、従前の住所岐阜県本巣郡北方町高屋白木3丁目37番地の1
破産者 樋下 忠昭
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第442号
愛知県あま市下萱津九反田33番地 ピュアハウス202号
破産者 伊藤 勝太
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第724号
名古屋市港区名四町68番地の1
破産者 立岡 宏信
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1266号
京都市伏見区羽束師菱川町243番地2 橋本マンション102、申立時の住民票上の住所京都市伏見区羽束師菱川町43番地10
破産者 吉川 俊彦
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第289号
岡山県赤磐市河田原289番地
破産者 石原 常雅
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第153号
岡山県倉敷市児島唐琴3丁目9番52号
破産者 片山 翔矢
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第9号
沖縄県名護市字鏡平名23番地
破産者 仲宗根 祐
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和7年(フ)第8号
秋田市広面字樋ノ沖99番地1 A棟
破産者 杉本 錦生
1 決定年月日 令和7年9月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第391号
静岡県三島市(若松町)4675番地の11 コーポ楠の木102、前住所静岡県三島市(若松町)4651番地の34
破産者 古嶋 泰子
1 決定年月日 令和7年9月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第309号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字派名55番地、住民票上の住所徳島県鳴門市北灘町栗田字東傍示33番地
破産者 濱田 周一
1 決定年月日 令和7年9月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和7年(フ)第2677号
大阪市東住吉区杭全3丁目5番2号 モニング ヒルズ 202号
破産者 西川 篤
1 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで
2 一般調査期日 令和7年11月27日午後1時50分
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4864号
大阪市中央区南船場3丁目8番15号
破産者 株式会社F a t e
1 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
2 一般調査期日 令和7年12月8日午後2時
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第34号
大阪市天王寺区大道1丁目12番10号
破産者 山崎 昌哉
1 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
2 一般調査期日 令和7年11月27日午後2時20分
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1885号
兵庫県宝塚市野上5丁目4-79ロイヤルアーチ逆瀬川103、開始決定時大阪府守口市金下町2丁目8番13-714号
破産者 松田 恭明
1 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
2 一般調査期日 令和7年12月11日午後1時40分
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第129号
兵庫県尼崎市浜3丁目18番8号
破産者 藤塚 宗一
1 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
2 一般調査期日 令和7年12月15日午前10時
令和7年9月22日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第119号
神戸市須磨区大池町2丁目4番8号
破産者 金本内職こと金本永道こと 金 永道

1 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで
2 一般調査期日 令和7年12月10日午前10時30分
令和7年9月24日
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第36号
徳島県徳島市名東町1丁目273番地の3
破産者 佐藤美津代
1 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
2 一般調査期日 令和7年12月11日午前10時15分
令和7年9月25日
徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第5616号
大阪市鶴見区放出東2丁目17番25号、前住所大阪市城東区諷訪4丁目8番25号
破産者 中野 貴博
1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
2 一般調査期日 令和8年1月19日午後2時10分
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1078号
大阪市東成区中本5丁目27番15号
破産者 有限会社平田製版
1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
2 一般調査期日 令和7年12月22日午後2時
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1297号
新潟県新潟市中央区本馬越1丁目10番18号
サンフィルド本馬越201号、開始決定時大阪府門真市栄町11-9 栄町文化205
破産者 鈴木 圭
1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
2 一般調査期日 令和7年12月22日午後1時30分
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1803号
大阪市東淀川区淡路4丁目1番36-902号
破産者 小倉 愛子
1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
2 一般調査期日 令和7年12月22日午後1時30分
令和7年9月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6号
神奈川県横浜市緑区長津田4丁目15番18号
アピタ107号、開始決定時の住所新潟県佐渡市下新穂475番地2
破産者 藤田 豊美
1 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
2 一般調査期日 令和7年12月22日午前10時30分
令和7年9月25日
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

令和7年(フ)第145号
東京都板橋区西台4丁目4番31-508号、前住所埼玉県新座市野火止6丁目24番1号
破産者 外川 博司
1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
2 一般調査期日 令和7年12月24日午後2時30分
令和7年9月24日
さいたま地方裁判所川越支部

書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第208号
千葉県成田市三里塚262番地17 (Le Cie 1 202号室)
破産者 後村 洋平
異議申述期間 令和7年11月19日まで
令和7年9月24日 千葉地方裁判所佐倉支部

免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第178号
香川県高松市三条町334番地2 ハピネス三条101
破産者 富田 幸雄
免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
令和7年9月25日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

免責審尋期日
令和7年(フ)第3115号
東京都墨田区吾妻橋3丁目2-4-604
破産者 中村 喜伸
審尋期日 令和8年1月20日午前11時30分
令和7年9月17日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2066号

東京都新宿区西新宿6丁目11番3号Dタワー
西新宿10階

清算株式会社 株式会社レッドチリ
代表清算人 水原 祥吾

- 1 決定年月日 令和7年9月12日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1007号

横浜市鶴見区矢向6丁目6番13号
清算株式会社 株式会社川崎管財
代表清算人 岡田 恭平

- 1 決定年月日 令和7年9月16日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(ヒ)第3026号

大阪府岸和田市宮本町40番1号
清算株式会社 株式会社KYOUZI
代表清算人 長石倉 豪

- 1 決定年月日 令和7年9月17日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第101号

鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133
清算株式会社 株式会社名瀬管理
代表清算人 高橋 修平

- 1 決定年月日 令和7年9月11日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 協定債権

協定債権とは、株式会社名瀬管理（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。

2 債権譲渡等がなされた場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。

3 弁済基準額

弁済基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。

4 端数の処理

権利の変更の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

5 弁済の方法

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

第2 一般債権

1 最終弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から1か月以内に、清算株式会社が有する現預金（預け金を含む）から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、弁済基準額を基準に按分比例して弁済する。

2 免除

(1) 清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。

(2) 清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権者喜元健一郎及び喜元リウ子の債権全額について、債務の免除を受ける。

(3) 清算株式会社は、第1項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。

3 追加弁済

前記最終弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の弁済基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

第3 優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権については隨時弁済する。

鹿児島地方裁判所名瀬支部

監督命令

令和7年(再)第15号

大阪府堺市中区土師町4丁5番18号

再生債務者 仲野 貴章

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル5階濱野法律事務所 弁護士 濱野 裕司

- 3 監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

(1) 再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるもの及び日常生活に関するもの）を除く。)

ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ 無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ 財産の譲受け

エ 借財、手形割引又は保証

オ 民事再生法49条1項の規定による契約の解除

カ 訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるもの申立て並びにこれらの取下げ

キ 和解及び仲裁合意

ク 取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ 別除権の目的である財産の受戻し

(2) 再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア 重要な財産の処分及び譲受け

イ 多額の借財

(3) 再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるもの及び日常生活に関するものも含む。）

ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ (1)のイからケまでに掲げる行為

令和7年9月12日

大阪地方裁判所第6民事部

監督命令取消

令和6年(再)第19号

東京都墨田区東墨田3丁目13番4号

再生債務者 社会福祉法人寿老福祉会

- 主文 令和7年8月19日にした監督命令を取り消す。

令和7年9月17日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者 集会招集

令和7年(再)第1号

山形県尾花沢市新町1丁目4番1号

再生債務者 笹原 誠

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日
付け再生債務者提出の再生計画案

2 債権者集会

(1) 期日 令和7年10月9日午前11時30分

(2) 会議の目的 再生計画案の決議

- 3 議決権不統一行使の通知期限 令和7年10月1日
- 4 議決権者確定の基準日 令和7年10月1日
令和7年9月12日 山形地方裁判所民事部

再生手続終結

令和7年(再)第1号

静岡県富士宮市山宮2180番地の20

再生債務者 株式会社コスグ

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 本件再生計画が遂行された。

令和7年9月16日 静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手 続開始

令和7年(再イ)第11号

千葉県富里市大和211番地73

再生債務者 山本 豊

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

| | | | |
|--|---|---|---|
| 令和7年（再イ）第39号 千葉県成田市並木町21番地25 再生債務者 湯浅 一弘 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年11月7日まで 千葉地方裁判所佐倉支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年（再イ）第48号 千葉県成田市中野300番地22 再生債務者 植名 明子 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月12日まで 千葉地方裁判所佐倉支部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第35号 神戸市西区南別府3丁目2番地の7 ボナルF U J I 102号 再生債務者 村上 貴哉 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係 令和7年（再イ）第172号 札幌市中央区南7条西12丁目4番10—205号 再生債務者 伊東 大志 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第16号 茨城県高萩市高浜町3丁目104番地 高浜住宅1—102号 再生債務者 佐瀬 修平 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月20日まで 水戸地方裁判所日立支部 令和7年（再イ）第31号 神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地1—422 再生債務者 小寺 栄樹 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 |
| 令和7年（再イ）第45号 千葉県白井市富士142番地の45 再生債務者 福田 真士 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年11月7日まで 千葉地方裁判所佐倉支部 | 令和7年（再イ）第58号 栃木県日光市豊田91番地8 再生債務者 藤岡 尚人 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部 | 令和7年（再イ）第84号 さいたま市桜区町谷2丁目26番7号 再生債務者 TAKAMURAこと 高村健太郎 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部 | 令和7年（再イ）第84号 埼玉県草加市水川町2131番地17 ベアーズビルICHIE-303号 再生債務者 小田真太郎 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係 |
| 令和7年（再イ）第82号 埼玉県鶴ヶ島市富士見4丁目2番7—208号 ウイスタリア オーク 再生債務者 田中 始 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月4日まで さいたま地方裁判所川越支部 | 令和7年（再イ）第34号 埼玉県草加市水川町2131番地17 ベアーズビルICHIE-303号 再生債務者 小田真太郎 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部 | 令和7年（再イ）第157号 名古屋市名東区植園町1丁目40番地 コートフクトク101号 再生債務者 松田 直樹 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで 長野地方裁判所佐久支部 | 令和7年（再イ）第157号 名古屋市名東区植園町1丁目40番地 コートフクトク101号 再生債務者 松田 直樹 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月22日から令和7年10月29日まで 長野地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年（再イ）第56号 栃木県日光市板橋941番地39 再生債務者 伊沢 純平 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部 | 令和7年（再イ）第41号 埼玉県越谷市大字西方2965番地1 412号 再生債務者 並木 康一 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 令和7年（再イ）第210号 名古屋市緑区姥子山3丁目301番地 スカイコートウスイ203 再生債務者 伊野 佑馬 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 令和7年（再イ）第210号 名古屋市緑区姥子山3丁目301番地 スカイコートウスイ203 再生債務者 伊野 佑馬 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 |
| 令和7年（再イ）第57号 栃木県日光市板橋941番地39 再生債務者 伊沢 瞳 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部 | 令和7年（再イ）第41号 埼玉県越谷市大字西方2965番地1 412号 再生債務者 並木 康一 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 令和7年（再イ）第210号 名古屋市緑区姥子山3丁目301番地 スカイコートウスイ203 再生債務者 伊野 佑馬 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 令和7年（再イ）第210号 名古屋市緑区姥子山3丁目301番地 スカイコートウスイ203 再生債務者 伊野 佑馬 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 |

令和7年(再イ)第19号

鳥取県米子市富益町66番地32

再生債務者 土井垣 進

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(再イ)第23号

山口県下関市大字安岡201番地7

再生債務者 永田 聖七

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年(再イ)第204号

東京都品川区豊町4-7-9-201

再生債務者 有吉 優斗

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第387号

東京都杉並区永福2-1-15-108

再生債務者 土岐 弘明

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第406号

東京都葛飾区西亀有1-12-3-207

再生債務者 佐々木 慎

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第407号

東京都足立区舎人3-5-13

再生債務者 大貫 宏司

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第413号

東京都足立区舎人2-19-10-1501

再生債務者 都築 浩世

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月26日まで

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再イ)第17号

茨城県日立市折笠町1丁目14番9号

再生債務者 今井 清加

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月26日まで

東京都江戸川区西一之江2-5-15

再生債務者 市原 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月25日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第192号

東京都江戸川区西一之江2-5-15

再生債務者 市原 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第318号

東京都江東区塩浜2-26-8-617

再生債務者 上條 想太

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月25日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第403号

東京都大田区南六郷3-8-15

再生債務者 澤田 政治

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月27日から令和7年11月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第28号

富山市大町84番地

再生債務者 須田 弘美

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月25日まで

富山地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第425号

東京都杉並区西荻南2-7-5-302

再生債務者 端野 凌

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第136号

大阪市中央区北久宝寺町1丁目3番15-404号

再生債務者 丹下 寧音

- 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第46号

茨城県那珂市堤572番地7

再生債務者 吉田 勇介

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第28号

富山市大町84番地

再生債務者 須田 弘美

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで

富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第386号

埼玉県川口市中青木2-9-8-603

再生債務者 今村 成之

- 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

| | | | |
|---|--|---|---|
| 令和7年（再イ）第331号 大阪市淀川区東三国1丁目14番2号 アパート新大阪 402号 再生債務者 田中 克政 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月20日まで 盛岡地方裁判所宮古支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 津地方裁判所再生係 |
| 令和7年（再イ）第386号 大阪市平野区加美東4丁目17番26-406号 再生債務者 仙田 佳夫 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月20日まで 盛岡地方裁判所宮古支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 奈良地方裁判所五條支部個人再生係 |
| 令和7年（再イ）第6号 兵庫県淡路市久留麻26番地16 再生債務者 小西 利美 1 決定年月日時 令和7年9月24日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月20日まで 山形地方裁判所鶴岡支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 |
| 令和7年（再イ）第2号 愛媛県西予市宇和町稻生465番地2 再生債務者 三好 勇人 1 決定年月日時 令和7年9月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月5日まで 松山地方裁判所宇和島支部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 三重県津市高茶屋6丁目12-34 キャロット201（住民票上の住所）三重県北牟婁郡紀北町相賀1140番地42 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 大分地方裁判所中津支部個人再生係 |
| 令和7年（再イ）第7号 岩手県宮古市宮園9番18号 再生債務者 佐々木大作 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 津地方裁判所再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月14日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 |
| 令和7年（再イ）第72号 東京都東大和市新堀1丁目1446番地の59 再生債務者 加藤 仁 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月27日まで 三重県鈴鹿市道伯町2419番地 メゾンドグラシューズ305号 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 奈良県吉野郡大淀町大字北野78番地の3 再生債務者 川人 康央 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで 奈良地方裁判所五條支部個人再生係 |

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第183号

東京都新宿区高田馬場3-16-11-502

再生債務者 山本丈一郎

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
6日まで

令和7年9月19日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第8号

茨城県下妻市高道祖4627番地

再生債務者 柴 達士

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
9日まで

令和7年9月25日 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第46号

宮城県富谷市大清水1丁目2番地7

再生債務者 畑山 一徳

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
10日まで

令和7年9月19日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第23号

千葉県四街道市旭ヶ丘1丁目11番6号

再生債務者 遠藤 健悟

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
10日まで

令和7年9月19日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第33号

千葉県佐倉市山王1丁目8番地8

再生債務者 原口 泰幸

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
10日まで

令和7年9月19日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第37号

千葉県船橋市夏見2丁目7番9号 アルメー
ル藤201号

再生債務者 齋藤 晴彦

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
14日まで

令和7年9月25日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第114号

千葉県市川市大野町2丁目106番地 (セ
ジュール板橋1-102号)

再生債務者 菅野 祥史

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
14日まで

令和7年9月25日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第150号

東京都世田谷区大原1-17-17-207

再生債務者 佐々木駿作

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
14日まで

令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第205号

東京都江戸川区東小松川2-23-15

再生債務者 安達 浩志

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
14日まで

令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第248号

東京都江東区亀戸7-5-6-402

再生債務者 阿部なおみ

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
14日まで

令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第256号

東京都練馬区田柄4-37-1-208

再生債務者 萩原 和浩

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
14日まで

令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第261号

東京都世田谷区玉川台2-9-8 グラン
デュオ用賀5-302

再生債務者 森本 広美

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
14日まで

令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第5号

岩手県奥州市水沢羽田町字化石24番地11

再生債務者 高橋 則明

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
15日まで

令和7年9月25日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第33号

埼玉県鴻巣市松原4丁目6番20号

再生債務者 大山 清志

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
15日まで

令和7年9月24日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第160号

名古屋市千種区覚王山通8丁目34番地 ライ
オンズマンション覚王山通912号

再生債務者 岡 大貴

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
15日まで

令和7年9月24日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第14号

宮城県栗原市築館新田7番8-18号 市営新
田東住宅

再生債務者 佐々木良男

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
16日まで

令和7年9月25日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第15号

宮城県遠田郡美里町字素山町133番地
再生債務者 吉木裕一郎

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
16日まで

令和7年9月25日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第7号

茨城県取手市戸頭7丁目5番21号
再生債務者 須田 光雄

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
16日まで

令和7年9月25日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第15号

茨城県稲敷郡河内町生板6520番地
再生債務者 貞仲十三夫

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
16日まで

令和7年9月25日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第21号

栃木県小山市城北3丁目22番地8
再生債務者 山下 晃司

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
16日まで

令和7年9月22日

宇都宮地方裁判所栃木支部

| | | |
|--|---|---|
| 令和7年（再イ）第71号 愛知県豊田市美山町1丁目70番地2 リトルハウス101号 再生債務者 三原 英樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで 令和7年9月25日 名古屋地方裁判所岡崎支部 令和7年（再イ）第16号 埼玉県熊谷市石原1704番地2 ブリス石原2 202（旧住所）東京都町田市忠生2丁目27番地49 ベル・フィオーレ忠生Ⅱ 104 再生債務者 鈴木 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで 令和7年9月25日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年（再イ）第48号 大阪府和泉市唐国町1丁目4番1-303号 再生債務者 大西 健斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで 令和7年9月19日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第35号 大阪府泉大津市清水町13番26-1号 再生債務者 大久保技研こと 大久保 篤 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで 令和7年9月22日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第37号 大阪府岸和田市流木町267番地の5 再生債務者 福原光成こと LEE KWAN G SUNG 李 光成 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで 令和7年9月22日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第39号 大阪府泉佐野市羽倉崎2丁目1番113号 再生債務者 高野 耕司 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで 令和7年9月22日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第283号 大阪府茨木市上中条1丁目9番17号 再生債務者 鳥越 康寛 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月24日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年（再イ）第49号 愛知県稲沢市日下部松野町1丁目258番地1 ハーモニーコート大里104 再生債務者 小林 幹汰 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月22日まで 令和7年9月24日 名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年（再イ）第31号 愛知県犬山市大字五郎丸字柿崎31番地21 再生債務者 森 大地 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月22日まで 令和7年9月24日 名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年（再イ）第307号 大阪府四條畷市岡山5丁目18番15号 クレメント 岡山102 再生債務者 吉田 美貴 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月22日まで 令和7年9月24日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第46号 堺市南区檜尾179番地8（居所）広島県福山市御幸町上岩成808-1-203 再生債務者 伊藤 彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月22日まで 令和7年9月24日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和7年（再イ）第140号 札幌市北区屯田2条5丁目4番43-105号 再生債務者 杉岡 秀彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで 令和7年9月25日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第47号 埼玉県川越市大字下新河岸53番地32（ハイツ205号室） 再生債務者 下川 克士 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで 令和7年9月25日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年（再イ）第51号 埼玉県所沢市小手指町4丁目11番地の14 パークハイツ小手指403 再生債務者 平田 恵介 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで 令和7年9月25日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年（再イ）第14号 兵庫県西宮市甲子園四番町13番5-302号 再生債務者 山口 龍治 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで 令和7年9月24日 神戸地方裁判所尼崎支部 |
|--|---|---|

令和7年（再イ）第63号

岡山県赤磐市桜が丘東6丁目6番地505

再生債務者 中武 基記

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月15日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで

令和7年9月24日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第13号

鹿児島市春山町2190番地4

再生債務者 田所 源基

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月15日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで

令和7年9月24日

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第16号

徳島県吉野川市川島町山田字大塚98番地

再生債務者 清水 洋介

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月16日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで

令和7年9月25日 徳島地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第11号

愛媛県西条市朔日市882番地75

再生債務者 宇佐美哲哉

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月16日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで

令和7年9月25日 松山地方裁判所西条支部

令和7年（再イ）第5号

長崎県松浦市志佐町池成免63番地

再生債務者 横田 好臣

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月16日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで

令和7年9月25日 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

令和7年（再イ）第13号

山口県美祢市大嶺町北分976番地2

再生債務者 飯田 信久

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月23日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月23日まで

令和7年9月25日 山口地方裁判所宇部支部

令和7年（再イ）第25号

神戸市西区玉津町出合37番地の1 シャーメゾン出合203号

再生債務者 山迫 香帆

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月27日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月27日まで

令和7年9月24日

神戸地方裁判所明石支部再生係
給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年（再口）第1号

長野県佐久市横和452番地1

再生債務者 柳澤 舞依

1 決定年月日時 令和7年9月24日午後4時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生

による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令

和7年11月5日まで

長野地方裁判所佐久支部

令和7年（再口）第5号

札幌市東区北23条東18丁目6番7-105号

再生債務者 上川原 駿

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生

による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで

4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再口）第9号

大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘6丁目20番地の7

再生債務者 大植 淳次

1 決定年月日時 令和7年9月24日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生

による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月29日から令和7年11月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再口）第10021号

東京都江戸川区松江5-9-4-605

再生債務者 福島 混貴

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月18日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月14日まで
令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第10002号

栃木県宇都宮市駒生町1024番地28

再生債務者 羽石 公一

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月11日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月15日まで
令和7年9月24日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年（再口）第3号

秋田県男鹿市船越字内子1番地437（前住所、秋田県潟上市天王字上江川143番地 ウラノス101号）

再生債務者 原田 新樹

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月29日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月16日まで
令和7年9月25日

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（再口）第8号

埼玉県飯能市山手町20番3号 ハイム山ノ手301

再生債務者 佐野 昌生

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月16日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月20日まで
令和7年9月22日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再口）第1号

徳島県板野郡松茂町中喜来字稻本49番地23

再生債務者 新口 守寿

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月3日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月22日まで
令和7年9月24日徳島地方裁判所民事部
給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年（再口）第10011号

東京都新宿区若松町21-19

再生債務者 山来 雅彦

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年8月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年9月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第2号

釧路市弥生1丁目9番8号

再生債務者 佐藤 宏靖

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年9月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年9月25日

釧路地方裁判所民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第2号

旭川市東鷹栖4条3丁目636番地6

申立人 篠原 則秀
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県越谷市蒲生3丁目8番73号

所在等不明共有者 横山 敬
届出期間満了日 令和8年1月16日

令和7年9月16日 旭川地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 旭川市東鷹栖1条3丁目
地番 635番90
地目 宅地
地積 221.76平方メートル
所在等不明共有者の持分 2880分の25

令和6年(チ)第1021号

東京都千代田区神田富山町30番地の1

申立人 オリンピックイン株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都板橋区坂下三丁目5番17-706号第式城北パークマンシオン

所在等不明共有者 遠藤 康子

届出期間満了日 令和8年1月6日

令和7年9月12日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 港区南麻布一丁目112番地27
家屋番号 南麻布一丁目112番27の702
種類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床面積 7階部分10.97平方メートル
(所在等不明共有者の共有持分 14分の1)

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第8号

高知県南国市大塚甲2301番地

申立人 南国市長 平山 耕三

住所・居所 不明
(亡市川由幸の最後の住所) 高知県南国市岡豊町中島1304番地1

所有者 亡市川由幸相続財産

届出期間満了日 令和7年11月17日

令和7年9月16日 高知地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 南国市岡豊町中島字中川原
地番 1304番1
地目 宅地
地積 202.04平方メートル
2 所在 南国市岡豊町中島字中川原1304番地1
家屋番号 (未登記につきなし)
種類 居宅・炊事場・便所・倉庫
構造 木・コンクリートブロック造瓦・鋼板葺2階建
床面積 1階 133.24平方メートル
2階 31.20平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

岩手県盛岡市内丸10番1号

申立人 岩手県

同代表者知事 達増 拓也

住所・居所 不明

(最後の住所) 岩手県奥州市江刺梁川字大幡436番地

(不動産登記記録上の住所) 江刺市梁川字大幡436番地

所有者 亡今野尚相続財産

届出期間満了日 令和7年11月17日

令和7年9月16日 盛岡地方裁判所水沢支部

(別紙) 物件目録

1 所在 奥州市江刺梁川字大幡
地番 225番5
地目 田
地積 1169平方メートル

令和7年(チ)第2号

大阪府枚方市楠葉並木2丁目30番10-3207号

申立人 石丸 恵

住所・居所 不明

(戸籍簿上の本籍) 仙台市青葉区一番町二丁目11番地の6

所有者 亡熊坂忠助相続人熊坂いと

(不動産登記記録上の所有者) 仙台市狐小路9番地 熊坂 忠助

届出期間満了日 令和7年11月17日

令和7年9月16日 仙台地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 仙台市青葉区北山一丁目
地番 282番7
地目 畑
地積 185平方メートル

令和7年(チ)第6号

栃木県日光市文挟町98番地15

申立人 小玉 春喜

住所・居所 不明

(最後の住所) 不明

(不動産登記記録上の住所) 千葉県船橋市習志野台七丁目1680番地

所有者 渡辺 隆

届出期間満了日 令和7年11月16日

令和7年9月16日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 日光市文挟町字向山

地番 98番14

地目 山林

地積 190平方メートル

令和7年(チ)第7号

福井県福井市大手3丁目17番1号

申立人 福井県 代表者知事 杉本 達治

住所・居所 不明

村上孫右エ門を除く氏名不詳2名

届出期間満了日 令和7年11月19日

令和7年9月16日 福井地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 福井市境寺町33字檜木山

地番 3番

地目 山林

地積 654平方メートル

共有者氏名不詳2名の持分 各3分の1

令和7年(チ)第1号

岡山市北区内山下2丁目4番6号

申立人 岡山県 代表者知事 伊原木隆太

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 不明

所有者 大字神戸

届出期間満了日 令和7年11月18日

令和7年9月16日 岡山地方裁判所津山支部

(別紙) 物件目録

所在 岡山県津山市神戸字構

地番 349番

地目 墓地

地積 380平方メートル

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項及び警察共済組合定款(昭和37年内閣総理大臣認可第372号)第6条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

令和7年10月3日 警察共済組合

就職 理事(非常勤) 今井 宗雄

退職 理事(〃) 早川 剛史

以上 令和7年8月8日付

就職 監事(非常勤) 松下 徹

退職 監事(〃) 久田 誠

以上 令和7年9月8日付

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

効力発生日は二〇二六年一月一日になります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出済。

(乙) <https://www.naganobank.co.jp>

令和7年10月3日

出済。

(乙) <https://www.naganobank.co.jp>

長野県伊丹市中央五丁目三番三八号

代表取締役 中西 淳

長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地八

取締役頭取 西澤 仁志

(甲) 株式会社八十二銀行

取締役頭取 松下 正樹

(乙) 株式会社長野銀行

取締役頭取 西澤 仁志

長野県松本市渚二丁目九番三八号

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.h2o-retailing.co.jp/>(乙) <http://www.kansaisuper.co.jp/>

令和7年10月3日

大坂市北区角田町八番七号

代表取締役 林 克弘

(甲) イズミヤ・阪急オアシス株式会社

代表取締役 林 克弘

(乙) 株式会社関西スーパー・マーケット

代表取締役 中西 淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.kansaisuper.co.jp/>(乙) <http://www.kansaisuper.co.jp/>

令和7年10月3日

令和7年10月3日

兵庫県伊丹市中央五丁目三番三八号

(甲) 株式会社関西スーパー・マーケット

代表取締役 中西 淳

代表取締役社長 西山 泰央

代表取締役 中西 淳

令和7年10月3日

東京都千代田区丸の内三丁目二番二号

合同会社F o k e n 3

代表社員 崔 進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年11月四日であり、組織

変更後の商号は株式会社C 3とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月3日

石川県輪島市河井町二〇部一番地四〇

合同会社C 3

代表社員 酒井涼太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年十一月二十日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月3日

北海道富良野市字下御料一九九〇番地一六

合同会社和み村

代表社員 木野 廣光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年十月三十日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月3日

北海道富良野市字下御料一九九〇番地一六

合同会社和み村

代表社員 木野 廣光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年十一月三十日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月3日

群馬県多野郡神流町大字万場四〇番地

神流振興合同会社

代表社員 石坂恵美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年十一月十五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月3日

東京都文京区小石川一丁目四一

合同会社J D S C

代表取締役 加藤 聰志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年十一月十五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から令和7年十一月四日までにお申し出下さい。

令和7年10月3日

東京都文京区小石川一丁目四一

合同会社F o k e n 3

代表取締役 加藤 聰志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年十一月四日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から令和7年十一月四日までにお申し出下さい。

令和7年10月3日

東京都文京区西院西町四八番地アクシス

葛野二〇一

代表社員 大森 真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千六六十万二千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から令和7年十一月四日までにお申し出下さい。

令和7年10月3日

東京都文京区西院西町四八番地アクシス

葛野二〇一

代表社員 大森 真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千六六十万二千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から令和7年十一月四日までにお申し出下さい。

令和7年10月3日

株式会社J D S C

代表取締役 加藤 聰志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年十一月十五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から令和7年十一月四日までにお申し出下さい。

限定承認公告

本籍茨城県牛久市猪子町九十五番地、最後の住所札幌市清田区真栄三一九番地 さつばる香雪病院
右被相続人は令和七年六月十八日死亡し、その相続人は令和七年九月二十五日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十月三日
東京都文京区小石川五丁目一一番八一六〇二号連絡先 札幌市中央区北一条西四十丁目 原田ビル三〇三号 ルピナス法律事務所
相続財産清算人福毅 右代理人 弁護士 西村 武彦

限定承認公告
本籍東京都あきる野市下代繼九六番地八、最後の住所東京都あきる野市下代繼九六番地八
被相続人 亡 大橋健次郎
右被相続人は令和七年二月八日頃死亡し、その相続人は令和七年九月二十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十月三日
東京都文京区小石川五丁目一一番八一六〇二号連絡先 札幌市中央区北一条西四十丁目 原田ビル三〇三号 ルピナス法律事務所
相続財産清算人福毅 右代理人 弁護士 西村 武彦

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市天白区高坂町九二番地、最後の住所愛知県名古屋市天白区高坂町九一
番地高坂荘一〇棟四〇一号
被相続人 亡 中村 良広

右被相続人は令和六年三月三十一日死亡し、その相続人は令和七年九月二十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十月三日
東京都文京区小石川五丁目一一番八一六〇二号連絡先 札幌市中央区北一条西四十丁目 原田ビル三〇三号 ルピナス法律事務所
相続財産清算人福毅 右代理人 弁護士 西村 武彦

令和七年十月三日

大阪市北区西天満三丁目一三番一八号島根ビル四階 森下総合法律事務所
限定承認者筒井由美 代理人弁護士 舘 康祐

右被相続人は令和六年三月三十一日死亡し、その相続人は令和七年九月二十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十月三日
東京都文京区小石川五丁目一一番八一六〇二号連絡先 札幌市中央区北一条西四十丁目 原田ビル三〇三号 ルピナス法律事務所
相続財産清算人福毅 右代理人 弁護士 西村 武彦

令和七年十月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋ビルデイング ラム特定目的会社
限定承認者筒井由美 代理人弁護士 舘 康祐

右被相続人は令和六年三月三十一日死亡し、その相続人は令和七年九月二十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十月三日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋ビルデイング ラム特定目的会社
限定承認者筒井由美 代理人弁護士 舘 康祐

四

上

四

上

一四

外務政務官

一四

外務政務官